平成２１年（フ）第６４１号
高知市布師田352番地２
債務者　竹村　隆行
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６６３号
高知市十津１丁目１番63号　コーポ幸301
債務者　石川　輝敏
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６７０号
高知市福井町460－５、住民票上の住所高知市旭天神町218番地３
債務者　弘田　一男
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６８８号
高知市瀬戸南町２丁目16番44号
債務者　山本　勝則
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７１９号
高知市横浜新町１丁目302　横浜市営住宅６号棟140号　宮崎和恵方、住民票上の住所高知市神田2615番地25
債務者　吉良　善永
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５８号
熊本県鹿本郡植木町大字岩野950番地
債務者　倉原たつ江
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第５９号
熊本県鹿本郡植木町大字岩野950番地
債務者　倉原　年一
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第２６０号
大分県杵築市大字南杵築2017番地18
債務者　神田　　久
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４５６号
大分県別府市田の湯町８番21号
債務者　岡川　英子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４５７号
大分市けやき台３丁目2210番地の43
債務者　藤元　正浩
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４６８号
大分市大字横尾3845番地
債務者　安部　泰光
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４９９号
大分県由布市庄内町大龍1746番地１
債務者　矢石勇喜男
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１８３号
宮崎県小林市大字細野4493―10、住民票上の住所宮崎県小林市大字南西方391番地
債務者　髙岩　大輔
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１５７号
鹿児島県姶良郡姶良町西姶良１丁目38番　県営住宅H301号、住民票上の住所鹿児島県姶良郡姶良町西姶良１丁目38番H301号
債務者　室田　春美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
鹿児島県鹿屋市野里町3466番地
債務者　中島美代子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
鹿児島県鹿屋市野里町3466番地
債務者　中島沙弥香
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
鹿児島県鹿屋市笠之原町2286番地５
債務者　中村　隆一
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
沖縄県中頭郡西原町字翁長523番地の１　めぐみビル５　502号
債務者　村瀬　英明
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部